

コメント

シンポジウム「市民社会とマイノリティ」へのコメント

坂井 晃介

(日独共同大学院プログラム登録生)

私からは、報告者の方々に、各々のご報告と本日の共通テーマである「市民社会とマイノリティ」との関連についてコメントさせて頂きたいと思っております。

私は日独共同大学院プログラムの登録学生の代表として本日この場に立たせて頂いております。今回のシンポジウムの共通テーマである「市民社会とマイノリティ」については、今日まで私達もプログラム主催のセミナーにおいて、数日間に渡って様々な論点を議論することができました。そのなかでも私が特に注目したいのが、「マイノリティ」という概念の多義性と、市民社会とマイノリティの関係を考える上で重要なポイントである「包摂」と「排除」という認識枠組みについてです。

まず、第一の点である「マイノリティ」概念の多義性についてコメントいたします。諸先生方は本日共通して「市民社会とマイノリティ」というテーマでご講演してくださいましたが、その中で、マイノリティとはそもそもどのようなものであり、どのような位置づけを与えられているのでしょうか。というのも、一口に日本語でマイノリティといっても、現実には様々な対象がその名宛人となっているからです。例えばこの語はエスニックないしナショナルな意味でのマイノリティも含むと同時に、LGBTや障害を持った人々、あるいはホームレスや元ハンセン病患者の方々など、差別され社会の周縁に追いやられている人々全体のことを指す場合もあります [岩間 2007:25-63]。それに対してドイツ語でのマイノリティである“Minderheit”はエスニックないしナショナルな意味でのマイノリティという形で、比較的限定的な意味で用いられおり、後者についてはRandgruppe 周辺集団がそれに対応します [木村 2007 : 119-143]。

日本におけるこのような概念の若干の拡散状況の中で、例えば日本の社会学者の中には、ドイツのMinderheitのように、マイノリティという概念をとりわけエスニックないしナショナルな意味でのマイノリティに限定して用いていく方が、問題とする事柄を不明瞭にしないためには有用

であるとする見方もあります [ユ、岩間 2007 : 401-420]。皆さんのご講演では、被差別部落民、シンティ・ロマ、在日朝鮮人、マイノリティ民族の文化としてのシェヒター等、比較的「少数民族」に近い意味でのマイノリティを扱われていますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

というのも、この様々な形で語られ得る現代のマイノリティは、市民社会（これ自体多義的な概念であり、扱いが難しいわけですが）がそれらにどのように対処していくかという包摂と排除の機制、しくみに関わっているからです。国民国家とともに成立した普遍的かつ画一的な市民による社会の成立は、その権利付与にあぶれる人々を絶えず生み出すという意味でマイノリティを発生させることを含意し前提していた側面があります。その意味でマイノリティは市民社会から排除されていたし、尚も排除されているといえます。ですが同時に、現代の市民社会においては、必然的にマイノリティの在り方は多様にならざるを得ません。様々なアクターが「市民」として存在可能になったことから、むしろマイノリティないし周辺集団は権利の問題であると同時に、認識と評価の問題になります。つまり、様々な社会条件によって異端であると見なされたり負の評価を与えられているということを理由に、「一般の」人々でさえも簡単にマイノリティたりえてしまいます。

そこにおいてはもはや包摂／排除の主体は国家や経済にとどまらず、様々なアクターがマイノリティを新たに生み出すきっかけを作り出しています。そこではまた、包摂／排除のロジックもそれまでと異なるものになるかもしれません。すなわちそれまで「権利の付与と剥奪」として捉えられていたのが、「意味的な排除」すなわち、日々のコミュニケーションにおいて認識されているがゆえに根本的には市民社会に包摂されてはいるが、特定の属性（外国人・同性愛者・障害を抱えている）が生み出すスティグマによって、その人々のさらなる行為やふるまいの可能性が限定的にのみ決まってしまう、つまり偏見や暗黙了解な

ど、不可視化した差別の温床になる、という事態です。ここにおいて人々は認識の面や法的権利の面では包摂されていたとしても、「適切に」、すなわち正当に包摂されていないがゆえに、結果的にあらたな排除の対象となってしまう。現代的な市民社会において拡散的なマイノリティ、ないしドイツ語においては周辺集団 Randgruppe が有している問題は、このような伝統的な排除のレベルと、認識に関する意味的な排除のレベルが複雑に絡まりあった形で成立しているのではないのでしょうか [渡會 2006]。

だとするならば、今回のこのシンポジウムにおいて、テーマが「市民社会とシンティ・ロマ」や「市民社会と非差別部落民」等ではなく、「市民社会とマイノリティ」であったことに鑑み、本シンポジウムにおいてそれぞれの個別事例の特殊性に目を向けつつ、このような様々なマイノリティが有する問題を共通の枠組のなかで議論する地平を探ることに意義があるのではないのでしょうか。

参考文献

- 岩間暁子, 2005「日本におけるマイノリティ」岩間暁子・ユ・ヒョジョン (編)『マイノリティとはなにかー概念と政策の比較社会学』 pp.25-63.
- 岩間暁子・ユ・ヒョジョン, 2005「マイノリティ概念の政治的社会的背景」岩間暁子・ユ・ヒョジョン (編)『マイノリティとはなにかー概念と政策の比較社会学』 pp.401-420.
- 木村護郎クリストフ, 2005「ドイツにおけるマイノリティ概念と政策」岩間暁子・ユ・ヒョジョン (編)『マイノリティとはなにかー概念と政策の比較社会学』 pp.119-143.
- 渡會知子, 2006「相互作用過程における「包摂」と「排除」－N.ルーマンの「パーソン」概念との関係から－」『社会学評論』 57(3) 600-613.